

財形制度をめぐる 当面の課題及び対策について

●財形制度をめぐる現状と課題

- 勤労者の家計をめぐる環境は厳しい状況が続いており、財産形成にあたっては計画的に財産の純増を図ることができる財形制度の重要性に変わりはないものと考えられる。
- しかしながら、厳しい環境の中、特に長期的・計画的な財産形成が重要と考えられる中小企業勤労者について、以下の課題が存在。

【課題1】財形制度の認知度が低いこと。

【課題2】財形制度の魅力が相対的に低下していること。

●これまでの取組実績と今後の対策について

- 【課題1】については、勤労者及び事業主に対する普及・広報活動について、制度利用者や関係団体等からの意見・要望等を踏まえ、強化を図りつつ、引き続き実施する。
 - ⇒1. 財形制度の普及・広報活動及び退職金共済事業との連携の一層の推進
 - ⇒2. 財形普及促進事業の実施、拡充
 - ⇒3. 財形普及推進員の配置
- 【課題2】については、広く中小企業勤労者に財形制度のメリットを享受していただけるよう、現在実施している金利の引下げ特例措置の実施期間を延長する。
 - ⇒4. 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置の実施

1. 財形制度の普及・広報活動及び退職金共済事業との連携の実施状況について

(1) 勤労者退職金共済機構(勤労者財産形成事業本部)において実施した普及・広報事業

○関係機関との連携等による事業所への制度周知に向けた取組 (25年度)

- ・地方公共団体及び関係機関を通じ、7,070事業所にリーフレットを配付(25年度)。
- ・事業主団体との連携により、財形制度に関する制度説明会(1,070事業所)を開催したほか、個別の事業所訪問・相談(237事業所)を実施。

※26年度においては、さらに以下の取組を実施。

- ・地域事情・個別事業所により密着した事業所への周知広報を実施するため、市町村単位の事業主団体との連携(事業委託)による普及・広報活動を10月から開始。(→2.へ)
- ・事業所訪問や個別相談に対応する体制を強化するため、機構本部に専任の普及推進員を10月から配置。

(→3.へ)

○広告媒体の活用による制度周知に向けた取組 (25年度)

- ・勤労者財産形成事業本部のホームページについて、財形制度のメリットについて専門家のインタビュー記事を掲載する等の改善を行い、アクセス数は昨年度比5万件増の23万件となった。
- ・中小企業向け情報提供Webサイト「ミラサポ」や、「中小企業施策利用ガイドブック」に財形制度の情報を掲載。
- ・行政機関等17機関のメールマガジンを活用し、約12万人の登録者に財形制度の紹介記事を配信。
- ・企業経営者向け情報誌6誌に財形制度に係る広告を掲載。
- ・資産形成に関するイベント(都内開催)に出展し、財形制度に係る周知活動を実施。

※26年度においては、さらに以下の取組を実施。

- ・住宅の取得等を検討する勤労者をターゲットとして、新たに住宅雑誌へ広告を出稿。

(2) 退職金共済事業との連携による普及・広報

○中小企業退職金共済(以下「中退共」という。)事業の未加入事業所を対象とした説明会(16都道府県にて開催)において、財形制度に関する資料の配付等の周知活動を実施。

○中退共既加入事業所を中心とする4,756事業所に対し、中退共事業と併せ、財形事業に関する資料を送付。

2. 財形普及促進事業の実施状況について

(1) 財形普及促進事業の概要

○中小企業への財形制度の導入促進を図るため、勤退機構の第3期中期計画に基づき、中小企業及び中小企業団体が構成する事業主団体に対し、傘下の財形制度未導入中小企業への各種活動を通じ、財形制度の普及を図る**財形制度普及促進事業の委託を平成25年10月より実施。**

(事業内容：傘下企業に対する財形制度説明会、個別訪問・相談、財形制度に係る各種情報提供)

(2) 平成25年10月～26年9月の実施結果

①実施団体：都道府県単位事業主団体 2団体

②事業実施状況

実施内容	実施事業所数
事業所向け財形制度説明会の実施	(2団体合計) 開催回数：22回、参加事業所数：1,773
個別事業所訪問・相談対応	(同上) 対応事業所数：752
事業所への制度紹介資料の配付	(同上) 配付事業所数：6,237

③実施団体等の意見、要望等

- ・都道府県単位団体だけでなく、中小企業により近い存在である市町村単位の商工会なども事業が実施できるようにすべき。
- ・事業主にとっての制度のメリットなどをよく尋ねられるので、よりの確・効果的に説明できるような資料等があるとよい。
- ・説明会終了後、講師を呼び止めて個別に相談する企業が多くみられた。
- ・若手社員の将来を見据えた貯蓄として財形をアピールしたところ、若手社員に財形貯蓄を勧めてみたいとの声があった。

(3) 今後の方針

○実施団体や傘下企業等の意見・要望等を踏まえ、平成26年10月から、新たに市町村単位の商工会5団体に本事業を委託。併せて、事業マニュアル等の充実等を進めていく。

○今後、説明会参加事業所へのアンケート調査等により、財形制度の導入・利用に係る意見、要望等の情報を把握し、今後の事業展開に活用していく。

3. 財形普及推進員の配置について

(1) 財形普及推進員の配置の趣旨

- 首都圏における中小企業の財形制度導入・利用促進を図るため、(独)勤労者退職金共済機構・勤労者財産形成事業本部(東京都)に、財形貯蓄や住宅ローン等の金融商品に係る専門的知識・経験を有する「**財形普及推進員**」を配置する。
- 退職金共済事業や地域の中小企業団体等の関係機関と連携しつつ、中小企業に対し、財形制度の内容や導入手続等についての説明・相談や、個別事業所への訪問等により、機動的かつきめの細かい普及促進活動を行う。

(2) 財形普及推進員の業務内容

- 首都圏の中小企業団体等の関係機関及び退職金共済事業と連携を図り、各種説明会やイベント等において財形制度の内容や制度の導入に必要な手続等について説明を行うとともに、個別事業所を直接訪問して導入・利用勧奨、個別相談等を行う。

(3) 今後の方針

- 財形普及推進員については、平成26年10月から1名を採用・配置して事業を開始しているところであり、今年度下半期の実施状況を踏まえ、来年度以降の事業展開に反映していく。

4. 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置の実施について

(1) 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置の概要

- 中小企業勤労者の利用促進を図るため、財形持家融資制度において、平成26年4月1日から1年間の時限措置として、常用労働者300人以下の中小企業の勤労者について、**通常金利より当初5年間0.2%引き下げた貸付金利にて融資する「中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置」**（以下「本件特例措置」という。）を実施しているところ。

(2) 本件特例措置の利用状況及び事業主等からの要望

- ①平成26年9月末において、本件特例措置の利用件数は21件、貸付決定全体369件の5.7%であった。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期計
貸付決定数 (A)	70	77	36	91	59	36	369
うち特例利用 (B)	1	6	1	7	4	2	21
利用率 (B/A)	1.4%	7.8%	2.8%	7.7%	6.8%	5.6%	5.7%

⇒住宅市場の低迷を受けて借入申込件数全体が半減する中、中小企業の利用件数も伸び悩んでいるものと考えられる。

- ②融資のユーザーとなる事業主や勤労者には、本件特例措置を契機として、新たに財形制度の導入や財形融資の利用に積極的な姿勢を示す者がみられ、本件特例措置の実施期間延長を望む声も多い。
- ③また、事業主からは、本件特例措置を契機に財形制度を始めようとしても、制度の導入や融資の要件である貯蓄期間等を満たす前に実施期間が終了してしまうとの声があった。

(3) 今後の方針

- こうした要望等を踏まえ、継続的な広報・普及促進活動を実施しつつ、**本件特例措置の実施期間を3年（平成30年3月31日まで）延長**する方向で、関係機関との調整を行う。